株式会社 北洋銀行

外為ダイレクトの入力画面の一部を変更します

平成24年6月18日(月)より、事業者向けインターネットバンキングサービス「北洋ビジネスダイレクト」の外国為替取引受付サービス(通称:外為ダイレクト)の入力画面の一部を変更いたします。

現在、当行では、外国送金及び輸入信用状取引をご依頼いただく場合、お客様のご依頼内容が「外国為替及び外国貿易法」(以下「外為法」)に基づいた適法なお取引であることをご確認させていただいております。今般、外為ダイレクトの入力項目の機能改善に合わせまして、「外為法による北朝鮮・イラン関連規制に該当する取引ではないことの申告」をいただくよう入力画面の変更を行います。また、今までは輸入・仲介貿易取引の場合には、予備欄に「原産地(国)」及び「船積地(国)」を入力いただいておりましたが、これらの項目の入力欄を新設いたしました。「船積地域」のご入力の際には、当局からの要請により「船積地域の属する都市名」までご入力いただきますようお願いいたします。

なお、国連安保理決議を受けて本邦において施行されている「外為法」に基づく「資金 使途規制」及び「貿易に関する支払規制」を適切に履行するために、財務省から「外国送 金を行う方々へ」が発出されておりますので、合わせてご覧ください。

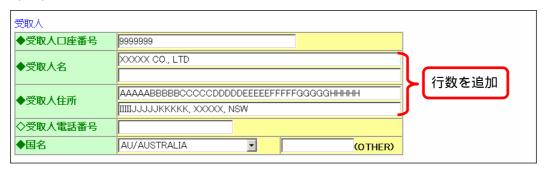
1. 外国送金依頼画面の変更点

(1)「送金先銀行入力欄」の金融機関コードに BSB NO. を追加します。

送金先銀行	
♦BIC CODE ABCDAUXX	
◆支払銀行名 ABCD BANK	
◆支店または住所 EFGH BRANCH, IJK	
◆国名 AU/AUSTRALIA ▼	(OTHER)
◆金融機関コード C 指定なし C ABA NO C BLZ C SORT CODE C BSB NO 1234	6 (指定なし以外)
◇経由銀行	

BSB NO.とは、オーストラリア国内の銀行が個別に保有する6桁の銀行番号です。

(2)「受取人入力欄」の受取人名及び受取人住所の入力可能文字数を増加します。



「受取人名」・「受取人住所」の入力欄を2行といたしました。

1行に60文字の入力が可能です。入力内容が1行目に収まらない場合は、2行目に入力してください。

(3)「送金目的入力欄」の入力項目及び確認事項を追加します

W A = 45		
送金目的		
◆送金目的	輸入・仲介貿易取引▼	
◆確認事項	マイラン関連の「外国為替及び外国貿易法」の規制に該当しません。	
◆確認事項	▽北朝鮮関連の「外国為替及び外国貿易法」の規制に該当しません。	1~「 送金目
◇商品名(※1)	COAL	的」が「輸入・仲
◇原産地(※1)	AUSTRALIA	▶ 介貿易取引」の場
◇船積地域(※1)	NEWCASTLE, AUSTRALIA	合に入力必須
◇詳細(※2)		
ぐださい) 特記事項 ◆外国為替及び外国 貿易法に基く許可等	介貿易取引」の場合は(※1)、「その他」の場合は(※2)を入力して ○ 不要 C要 ○許可番号 ○許可日付 ○許可日付 ○計可日付 ○計可日付 ○計可日付 ○計可日付 ○計可日付	2~「 送金目的」が「その他」の場合に入力必須
◇受取人あてメッセージ		
◇予備欄		
ヘルプ		
入力完了 一時保存	グリア	

入力項目のご説明

送金目的~「輸入・仲介貿易取引」または「その他」を選択してください。 確認事項~「外為法上のイラン・北朝鮮関連規制に該当しない」ことをチェック してください。

商品名(1)~「送金目的」が「輸入・仲介貿易取引」の場合、入力必須です。<u>商品名を具体的に入力</u>してください(半角30文字、全角15文字以内)。原産地(1)~「送金目的」が「輸入・仲介貿易取引」の場合、入力必須です。原産地の国名を英文で入力してください。

船積地域(1)~「送金目的」が「輸入・仲介貿易取引」の場合、入力必須です。船積地域の属する都市名及び国名を英文で入力してください。

前払金の送金などで、船積地域が未定の場合は「UNDECIDED」または「MITEI」(未定)と入力のうえ、「予備欄」に船積地域が未定である理由を和文で入力してください。「予備欄」は外国送金依頼の入力画面の一番下にあります。

(例) 船積地域 ~「UNDECIDED」または「MITEI」(未定) 予備欄 ~「 代金の前払金であり、船積地域が未定」

詳細(2)~「送金目的」が「その他」の場合、入力必須です。送金目的を 具体的に入力してください(半角30文字、全角15文字以内)。

(例) 詳細 ~「広告宣伝費支払い」、「ADVERTISING SERVICE FEE」など<u>具体的な内容を入力</u>してください(半角30文字、全角15文字以内)。<u>文字数が多い場合は、「詳細」に「予備欄に記載」と入力の上、「予備欄」に「送金目的: 費支払い」など具体的な内容を入力</u>してください。

2. 輸入信用状開設画面の変更点

(1)入力項目に「確認事項」「原産地」「船積地域」を追加します



入力項目のご説明

確認事項~「イラン・北朝鮮関連規制に該当しない」ことをチェックしてください。 原産地~原産地の国名を英文で入力してください。

船積地域〜<u>船積地域の属する都市名及び国名を英文で入力</u>してください。信用状開設時点で船積港の属する都市名が確定していない場合は、信用状条件通りの入力をしてください。

(例)信用状条件:ANY CHINESE PORT 入力:ANY CHINESE PORT

3 . 本件変更以前に登録したデータに係るご留意事項

(1)6月18日(月)以前に登録した「送信待ちデータ」を利用するお客様へ

本件変更以前に登録した送信待ちデータは、上記1-(3)・2-(1)の入力欄の新設に伴い、入力必須項目が未入力の状態となっております。入力必須項目が未入力のまま送信した場合、エラーメッセージが表示され送信できませんので、入力必須項目を追加入力の上、送信いただく必要があります。

A. 送信待ちデータ



必須項目を入力しないまま 送信 するとエラーメッセージが表示されます。

修正を押下し、送信待ちデータに必須項目を追加入力して再度送信してください。

B. 外国送金依頼のエラーメッセージ例

	送金依赖	ビジネスダイレ	ALC: NAME:	Literal	Per I Million		原任
	1120000	33.00	被認	::018	087		
ようしじ	竹は利用者種	(全体報を送信します。 関格証券号を入力して、) 8る場合は、試当の存録 / 全額	関行性権してくり 機能チェックして 受散人名 /図名	(表) (前針)を押して 支払先銀行 /国名	ださい。 お客様 管理番号	熱理高術	DESK.
г	2012/06/18	JPY 100,000	HANAKO KO	The second second	CONTRACTOR OF THE PARTY OF THE	INA	903年。 (GSS141)送金目的に入力項目が認施されたため、必須項目が未入力となっていま 字、送金を輸入力画面にて送金目的を入力後、再度送信していたい。
	可の外面送金額	運動をいますので、お取	TOTAL CO.	18年刊の外間	X:SGMENT		
取引不	do a						
なな	C-10						

前記Aの画面(作成/送信画面)に戻り、<mark>修正</mark>を押下し、送信待ちデータに必須項目を追加入力して再度送信してください。

C.エラー表示と対応について

エラーコード	エラーメッセージ	原因と対処					
G 5 5 1 4 1	(G55141)送金目的に入力 項目が追加されたため、必須入力 項目が未入力となっています。送 金依頼入力画面にて送金目的を入 力後、再度送金してください。	送金目的の入力項目「 送金目的の入力項目「 送金目的の入力項目「 送金目的。」「 確認事項」「 商品名」「 原産地」「 船積地域」または「 詳細」に入力がなされていないことが原因です。 作成/送信画面の 修正 ボタンを押下し、上記項目を入力後、再度送信してください。					
G 5 5 1 4 2	(G55142)確認事項等の入力項目が追加されたため、必須項目が未入力となっています。開設依頼入力画面にて確認事項等を入力後、再度送信してください。	確認事項等の入力項目「 確認事項」、「 原産地」、「 船積地域」に入力がなされていないことが原因です。 作成/送信画面の 修正 ボタンを押下し、上記項目を入力後、再度送信してください。					

(2) テンプレートに依頼内容を登録し利用しているお客様へ

上記1-(3)・2-(1)の入力欄の新設に伴い、テンプレートに保存しているデータは、入力必須項目が未入力の状態となっております。利用の都度項目を追加入力することで送信は可能ですが、エラーを回避するために、6月18日(月)以降にテンプレートの登録内容の修正をお願いいたします。

以 上

【本件に関するお問い合わせ先】

北洋銀行国際部国際課

011-261-1328 担当: 奥村(銀行休業日を除く9:00~17:00)

財務省のホームページより抜粋

外国送金を行う方々へ

<u>外国為替及び外国貿易法に基づく「貿易に関する支払規制」</u> 及び「資金使途規制」への対応について

現在、我が国は国連安保理決議等を受けて、外国為替及び外国貿易法に基づき様々な経済制裁措置を講じているところです。これに関し、金融機関及び資金移動業者(以下「金融機関等」という。)は、すべてのお客様の外国送金等について、北朝鮮の「貿易に関する支払規制」及び核開発等に関連する「資金使途規制」並びにイランの核開発等及び大型通常兵器に関連する「資金使途規制」に該当しないことの確認を行うこととなっています。なお、これらの送金のうち、 北朝鮮及びイランに対する送金及び 北朝鮮及びイランとは別の第三国への送金のうち北朝鮮及びイランに関係する送金については、より詳細な確認を行うよう金融機関等へ要請しております。

外国為替及び外国貿易法に基づく送金の規制(北朝鮮及びイラン関連抜粋)

北朝鮮の「貿易に関する支払規制」

- ・ 北朝鮮を原産地または船積地域とする全ての貨物の輸入または仲介貿易に係るもの (平成18 年10 月14 日実施)
- ・ 北朝鮮を仕向地とする貨物の仲介貿易に係るもの (平成21 年6月18 日実施)

北朝鮮の「資金使途規制」

・「北朝鮮の核関連計画等に貢献し得る活動」に寄与する目的で行われるもの (平成21 年7月7日実施)

イランの「資金使途規制」

- ・「イランの核活動等に貢献し得る活動」に寄与する目的で行われるもの (平成19年2月17日実施)
- ・「イランへの大型通常兵器等の供給等に関連する活動」に寄与する目的で行われるもの (平成22 年8月3日実施)

つきましては、上記 及び の取引がある場合には、金融機関等に対して申告頂く等、 金融機関等へのご協力をお願い致します。なお、それ以外の送金であっても、送金目的や 商品の原産地・船積地域等の記載又は上記規制に該当しない旨の申告等を金融機関等から 要請された場合には、当該要請への対応について、ご理解とご協力をお願いします。

また、金融機関等がお客様のために北朝鮮関連の外国からの送金及びイランからの送金 を受けた場合にも、金融機関等は確認を行うこととされておりますので、その際の金融機 関等からの確認の要請への対応についても、ご理解とご協力をお願いします。